

社会福祉法人パール 通所介護事業所「パール鉢山」

介護予防・日常生活支援総合事業

国基準相当通所型サービス 契約書

〈平成 30 年 4 月 1 日現在〉

様（以下「ご利用者」といいます）とパール鉢山は、介護予防・日常生活支援総合事業 国基準相当通所型サービスについて、次の通り契約致します。

第 1 条（契約の目的）

パール鉢山は、ご利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう第一号通所事業(介護予防通所介護相当)サービスを提供し、ご利用者はパール鉢山に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間と契約の終了）

1. 契約期間は令和 年 月 日から、ご利用者の要介護認定の有効期間満了日までです。
2. 契約満了の 7 日前までにご利用者からパール鉢山に対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。但し、ご利用者の病状の急変等による入院など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
3. 新規契約ご利用の際には、「施設療養情報提供書」の提出をお願いしています。1 年更新や健康状態に応じて、ご提出下さい。（誕生日健診のご利用をお勧め致します。）
4. ご利用者は次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① パール鉢山が正当な理由なくサービスの提供をしない場合
 - ② パール鉢山がご利用者の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③ パール鉢山がご利用者やご家族に社会通念を逸脱する行為を行なった場合
5. パール鉢山は、ご利用者又はご家族が当事業所及びケアワーカーに対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
6. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① ご利用者の介護保険施設・病院等への入所・入院に起因する長期欠席（約 1 ヶ月）の場合
 - ② ご利用者の要介護区分が、要介護と認定された場合
 - ③ 事業対象者でないご利用者の要介護区分が自立となった場合
 - ④ ご利用者がサービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上滞納し、再度請求したにも関わらず、7 日以内にお支払い頂けない場合
 - ⑤ ご利用者が死亡された場合

第 3 条（利用料金）

1. ご利用料金及び支払方法は、【重要事項説明書】に定めるものとします。
2. 保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、厚生労働大臣が定める通所介護利用料の当該月分をお支払い頂きます。その際、パール鉢山は、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日関係市区町村に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

第4条（秘密保持）

1. 当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
2. 各指定サービス事業所等によって構成されるサービス担当者会議においては、ご利用者又はご家族から同意を得ない限り、個人情報を用いません。

第5条（賠償責任）

1. パール鉢山は、サービス提供にともなって、パール鉢山の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償致します。
ただし、ご利用者が契約締結時に、疾患及び身体状況等の重要事項において故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合は、この限りではありません。

第6条（相談・苦情対応）

1. パール鉢山は、ご利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した通所介護サービスに関するご利用者の要望・苦情等に対し、迅速且つ適切に対応します。
相談苦情窓口は【重要事項説明書】に記載されたものとします。

第7条（本契約に定めない事項）

1. ご利用者とパール鉢山は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めない事項（【重要事項説明書】参照）については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

以上の契約を証するため本書2通英和を作成し、ご利用者・パール鉢山が署名捺印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 デイサービスセンター パール鉢山
住所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
代表者氏名 理事長 新谷 弘子 ㊟

◇ご利用者

住所

氏名 ㊟

◇ご家族

（代理人）

住所

氏名

（続柄）

㊟